

## 《家庭ごみの有料化をやめさせる会報告集会》

2013年12月21日

ホルトホール201号

家庭ごみ有料化条例案及び陳情の審議経過と結果

審議経過一議第103号、議第104号、陳情8号、陳情9号を一括して審議をおこなった。

●委員会審議（12月11日～12日）一自民、社民クラブ、公明党、大分民主クラブ、新市民クラブは、市民目線での批判的ポーズをとりながら、有料化前提の質問や意見に終始する。

○オール与党の裏工作一委員会初日の最後に社民クラブが修正（案）を提案、会派もちかえり審議。オール与党会派は「有料化さきにあき」で審議を引き延ばし、いかにも論戦白熱、紛糾しているかのように装う。

審議最終日、ぎりぎりになってオール与党委員連盟の修正（案）を提案。

○委員会採決は、オール与党の賛成多数で、原案と修正案を採択。

○修正案の中身は、家庭ゴミを有料化するという、本質をなんら変更するものではない。「有料化になってもよい条件をひきだした」、「がんばったんだ」という、印象を市民にあたえるための工作にすぎない。

●本会議（12月13日）一厚生常任委員長が要望そえて、家庭ごみ有料化を採択したと報告。

党議員団と新政クラブが議案の反対討論、採決に反対したのは、党議員3名、新政クラブ2名、無所属1名の6名で、賛成多数で可決された。

○しかし新政クラブ2名、無所属1名の3名は、家庭ごみ有料化の実施をおこなわないよう求める陳情8号、陳情9号の不採択には賛成す

るという一貫性のない態度をとった。

## ◆党議員団の議案、陳情に対する態度

### 1、議第103号

#### 1)、目的について

##### ●目的が大きく変更したのに、市民への説明責任を果たしていない。

○条例の目的が、市長答弁のように、焼却施設の設備投資と変わっている。こうした条例の命である目的や手数料の用途が大きく変わったことは、市民はだれ一人も知らされていない。条例は取り下げ・凍結し、市民への説明から始めるのが筋。

○実施計画案の説明は、条例提案前に、市民全体を対象にするようもとめてきたが、自治委員、クリーン推進委員に限られてきた。条例が可決したあとの説明では押しつけることになる。

○あえて強行しようとするならば、100歩譲っても、せめて、実施日は条例から削除し、市民へ説明を徹底する努力をおこなうこと。

○審議会から指摘された、分別の徹底など指摘事項を徹底し、ゴミ減量・リサイクルについて市民に協力を訴え、それからでも有料化は遅くない。

##### ●負担の公平性の確保—有料化は最大の不公平

○低所得者も高額所得者も同一手数料を課すのは、最大の不公平を生むことになる。

○家族が多ければ、ごみ排出が多いのは当たり前である。

○精一杯ゴミ減量・リサイクルをしている家庭にとっては、逆の不公平を生むことになる。

○不適切にゴミだしをしている人が、有料化によってどうして、適正排出をうながすことになるのか。きわめて疑問である。

## 2)、法的根拠から

○憲法25条はもとより、改正後の廃棄物処理法は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないと定めている。自治体固有の事務である。

また、有料化の根拠にしている地方自治法227条は、当該普通公共団体の事務で、特定のもののためにするものにつき、手数料を徴収することができる。となっている。これを拡大解釈し、すべての排出者に手数料徴収することは問題である。

3)、市民の暮らしの立場—景気低迷、社会保障切り捨て、消費税増税、市民生活を圧迫する。

## 4)、その他の懸念事項

- ボランティアごみの取り扱い
- 負担軽減、減免対策について
- 収集袋についての種類についても簡素化すべきである。
- 手数料について
- 手数料の用途について
- 不法投棄対策

★以上の点から、どんな修正を加えようとも、家庭ごみの有料化には反対である。よつて、議第103号に反対する。

## 2、議第104号—反対

消費税増税による引き上げであること。

家庭ごみ有料化にともなう料金設定にあわせて、引き上げようとするものである。業者の経営を圧迫することになる。

市民への新たな負担を増やすことになる。消費税に反対する基本的立場と、議第103号で述べた同じ反対理由から、議第104号に反対する。

3、陳情8号、陳情9号採択を強く主張し、不採択に反対

なお、介護保険改善を求める請願は継続審議となりました。